

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は 221,760 千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出期限

提出期限 令和 6 年 10 月 21 日（月） 午後 5 時まで（必着）

(2) 提出場所

〒315-0195 茨城県石岡市柿岡 5680 番地 1

石岡市教育委員会学校教育課

TEL 0299-43-1111 内線 1414

FAX 0299-43-1117

E-mail gakkou@city.ishioka.lg.jp

(3) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知書 令和 6 年 10 月 30 日（水）午後 5 時までに行います。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先までに提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書（要領－1）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質

問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和6年11月7日(木) 午後5時まで(必着)

(2) 提出先 石岡市教育委員会学校教育課 担当 岡崎・生天目

E-mail gakkou@city.ishioka.lg.jp

(3) 提出方法

石岡市教育委員会学校教育課あてに E-mail にて送付すること。E-mail のタイトルは、「石岡市外国語指導講師派遣業務に関する質問(事業者名)」とすること。E-mail 以外での質問は受け付けません。

(4) 回答日及び方法

令和6年11月14日(木)までに、すべての質問を取りまとめた上で、すべての参加者に「参加意向申出書」(様式第1号)に記載されている E-mail アドレスに、E-mail にて回答します。

5 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の様式(様式第4号及び要領-2~5)に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則 A4 版縦置き横書きとし、左綴じとします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 企画提案書(任意様式)

イ 会社概要書(要領-2)

ウ 参加資格確認書(要領-3)

エ 事業実績書(要領-4)

オ 事業執行体制(要領-5)

カ 見積書(任意様式)

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 書式は自由です。

イ 両面印刷で15枚以内(表紙、目次、裏表紙は含めない。)

ウ 内容上 A3 版が適当とされるものは A3 版の利用可。この場合、A4 サイズにして綴じ込むこととします。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見やすさに配慮をお願いします。

6 評価基準

石岡市外国語指導講師派遣業務評価基準表のとおり

7 提案書の提出

(1) 提案書の提出

- ア 提出部数 9部（正1部，複写用8部）
- イ 提出先 3（2）と同じ
- ウ 提出期限 令和6年11月28日（木） 午後5時まで
- エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし，期限までに必着するように発送してください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後，本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は，病気，死亡，退職等極めて特別な場合を除き，変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は，1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。
- キ 参加意向申出書又は提案書の提出後，やむを得ず案件を辞退するときは，参加辞退届（任意様式）を持参又は郵便により提出すること。

8 プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次により提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

- (1) 実施日 令和6年12月23日（月）
- (2) 実施場所 石岡市役所 会議室
- (3) 出席者 統括責任者又は主任技術者（資格者）を含む4名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については，別途お知らせします。

9 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は，次に示す委員会で行います。

名称	石岡市外国語指導講師派遣業務【債務負担行為】
所掌事務	プロポーザルの実施，候補者の特定に関すること
委員	非公表

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち，プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対

して、その旨及びその理由を書面により通知します。

(1) 通知日 令和7年2月4日(火)

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求められます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルの取扱い

(1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しない者とします。

(2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「石岡市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

12 プロポーザル手続きにおける注意事項

(1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに距離の記載をした者に対して、石岡市建設工事等請負業者選考委員会において特定を見合わせるがあります。

(2) プロポーザルは、候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

(3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、予定価格を作成し、見積もり合わせを実施します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

(4) 参加意向申出書の提出期限以後候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

13 無効となるプロポーザル

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない者

(2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。